

## 利用までの基本的な流れ

\* 『ススミダス』にご連絡いただければ、担当者から説明させていただきます。

STEP.1 市町福祉課へ申請

STEP.2 相談支援事業所と面談

STEP.3 サービス等利用計画案を作成

STEP.4 福祉サービス受給者証が発行される

STEP.5 サービス利用開始

## 利用料金について

- 児童発達支援、放課後等デイサービス  
保育所等訪問支援（児童福祉法に基づくサービス）

利用料金の1割相当が保護者負担額となりますが、月ごとの利用者負担には上限があり、利用料の1割相当額と負担上限月額の内いずれか額の小さいほうが、1カ月当たりの利用者負担額になります。

また、令和元年10月より就学前の子どもを支援するため、児童発達支援等の利用者負担が無償化されています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割2.8万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

## ご案内図



## 連絡先

〒411-0934

静岡県駿東郡長泉町下長窪 1121

TEL 055-939-5875

FAX 055-939-7167

随時見学受付中

お気軽にお問い合わせください

社会福祉法人  
せいこうかい  
静香会

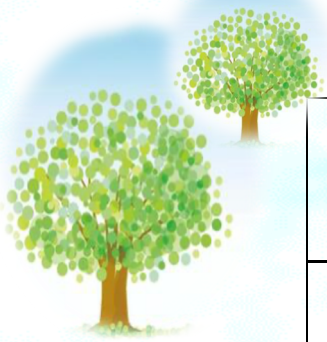


ススミダス  
児童発達支援センター



一人ひとりに、  
新しいかと、  
景色を。





**【開所時間】**  
 月曜～金曜 （行事の都合で変更になる場合があります）  
 7:30～18:00

**【休園日】**  
 土曜、日曜、国民の祝日  
 （行事の都合で変更になる場合があります）  
 年末年始  
 （その他の事情により休園になることもあります）

